



平成17年度大学活動評価手法開発事業

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

岡山大学版

平成18年3月
経済産業省
大学連携推進課

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

○昨年に引き続き本年度も、産学連携活動を活発に行っている企業へのアンケート・ヒアリング調査を通じて、大学との共同研究・委託研究及び大学研究成果のライセンスについて、①TLOの技術移転能力、②知的財産本部の事務処理能力、③大学の産学連携関連規程・運用の3点からの評価を分析した。

<調査概要>

■ヒアリング対象企業：178社

(産学連携活動を活発に行なっている大企業を各産業分野から61社、中小・ベンチャー企業から117社を選定。)

■アンケート事例数

アンケート回答事例数 註1)	1,995 件
上記事例実施研究機関数	247 機関
有効回答事例数 註2)	1,732 件
契約内容 共同・委託研究	1,667 件
ライセンス契約	65 件
企業規模 大企業	1,393 件
中小企業	339 件

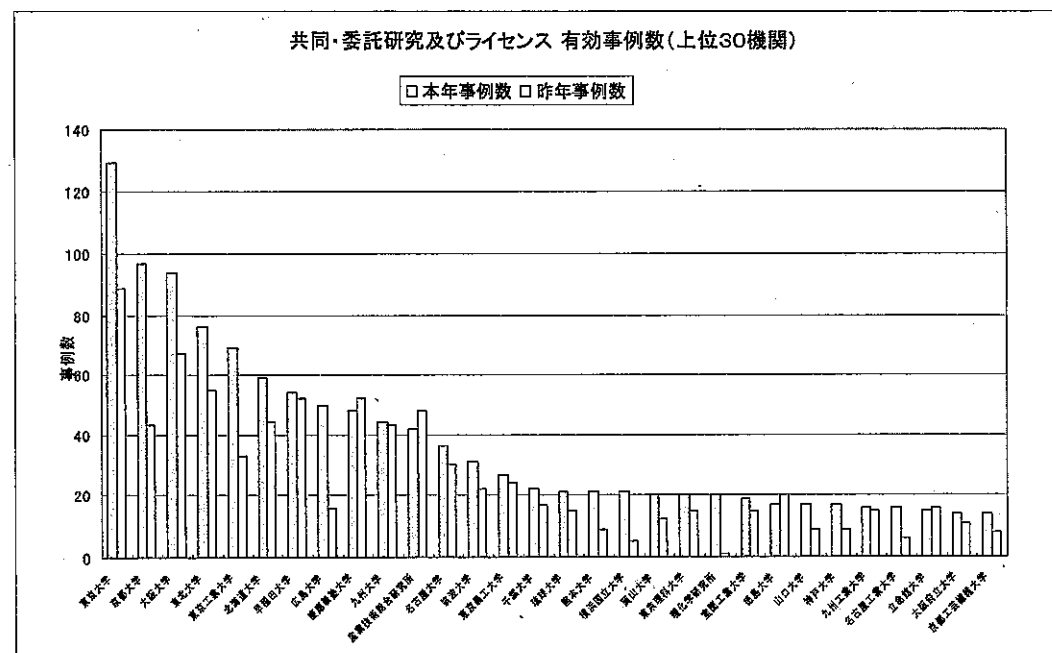
(註1)評価事例回答数は、アンケート調査票内の評価に回答があったもの

(註2)有効回答数は、大学名の開示なし、評価なし、また、単独大学のみで評価で他大学との相対比較がなされていない事例を除外した数

■共同研究・委託研究、ライセンスに係る評価

評価基準	評価件数	割合 (%)
A うまくいっている	175	10.10
B 特に問題はない	1436	82.91
C 改善の余地あり	121	6.99
合計	1732	100.00

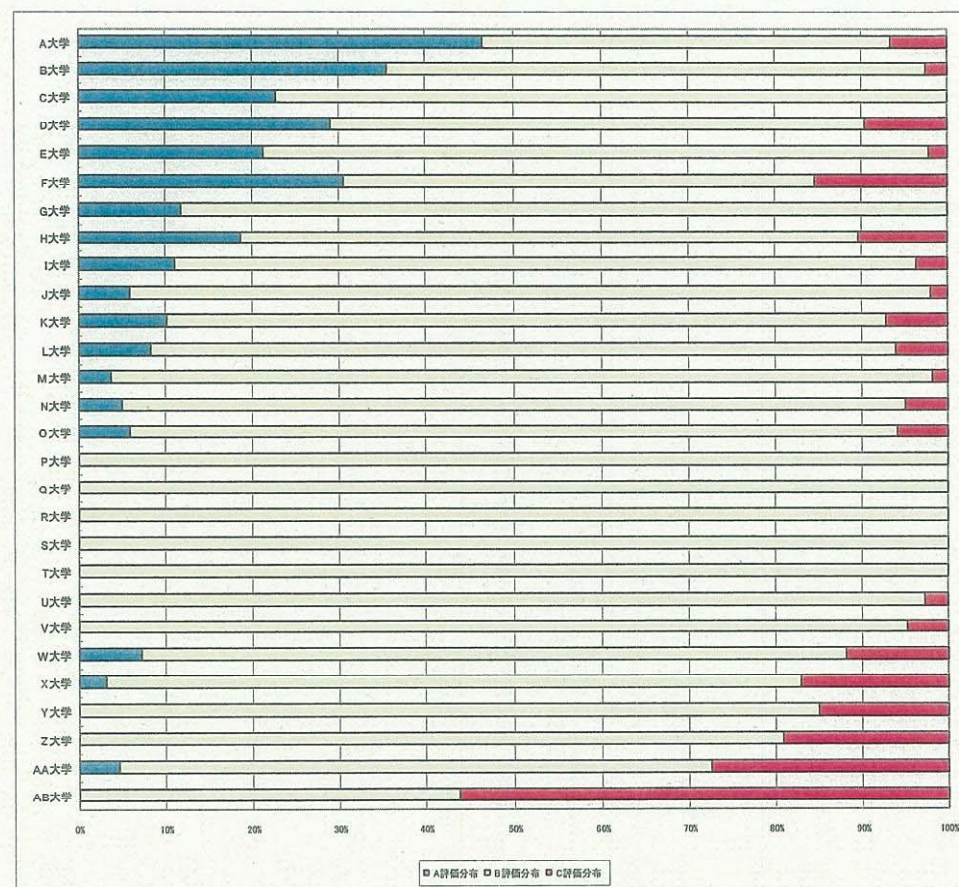
■大学別共同研究・委託研究事例数



大学・知財本部・TL Oに対する産業界からの評価(レーティング)

■全大学 ランキング 評価回答事例数が15件以上となった28大学等を対象として、A、B、C評価結果を総合評価。

順位	大学/政府系研究 開発機関	評価点	A評価分布	B評価分布	C評価分布
1	A大学	140.00	46.7%	46.7%	6.7%
2	B大学	132.89	35.5%	61.8%	2.6%
3	C大学	122.73	22.7%	77.3%	0.0%
4	D大学	119.35	29.0%	61.3%	9.7%
5	E大学	119.15	21.3%	76.6%	2.1%
6	F大学	115.25	30.5%	54.2%	15.3%
7	G大学	111.76	11.8%	88.2%	0.0%
8	H大学	108.33	18.8%	70.8%	10.4%
9	I大学	107.41	11.1%	85.2%	3.7%
10	J大学	104.00	6.0%	92.0%	2.0%
11	K大学	102.90	10.1%	82.6%	7.2%
12	L大学	102.06	8.2%	85.6%	6.2%
13	M大学	101.85	3.7%	94.4%	1.9%
14	N大学	100.00	5.0%	90.0%	5.0%
14	O大学	100.00	5.9%	88.2%	5.9%
14	P大学	100.00	0.0%	100.0%	0.0%
14	Q大学	100.00	0.0%	100.0%	0.0%
14	R大学	100.00	0.0%	100.0%	0.0%
14	S大学	100.00	0.0%	100.0%	0.0%
14	T大学	100.00	0.0%	100.0%	0.0%
21	U大学	97.22	0.0%	97.2%	2.8%
22	V大学	95.24	0.0%	95.2%	4.8%
23	W大学	95.24	7.1%	81.0%	11.9%
24	X大学	86.05	3.1%	79.8%	17.1%
25	Y大学	85.00	0.0%	85.0%	15.0%
26	Z大学	80.95	0.0%	81.0%	19.0%
27	AA大学	77.27	4.5%	68.2%	27.3%
28	AB大学	43.75	0.0%	43.8%	56.3%



評価点の算出方法(以下の合計点)

2点 × A評価の分布%

1点 × B評価の分布%

0点 × C評価の分布%

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

企業からの評価が高いケース

<産学連携体制・事務処理能力について>

- 知的財産本部の処理が迅速で、企業側の立場も考慮いただけた点が優れていた。
- 契約書案の検討時など応答が早く、また共同研究実施両者のバランスを見て前向きに対応いただけた。
- 交渉窓口は教授ご本人だったが、大学のTLOの方も同席されて一緒に検討を行い、適切な処置がとられた。
- 契約内容への対応が柔軟であり、窓口が一本化されている。
- 大学施設の利用、機材調達等大学事務局が配慮してくれたため、スムーズに研究開発が進んだ。また、知的財産の取り扱いについてはケースバイケースで協議してくれており、大変ありがたい。
- 大学案への対案を提示するなど契約交渉が必要となる場合、事務部門を飛び越え、直接知的財産本部若しくは TLOとやり取りができる大学とは、大変交渉がやり易い。
- 知的財産本部が来社し、大学の基本方針について説明を受けるとともに、意見を交換を行う機会があり相互理解に非常に役立った。

<不実施補償>

- 企業側が抱える「不実施補償」への懸念を理解し、企業側の譲歩を評価し、理解を示す大学等が見られた。
- 企業側が不実施補償有無のオプションを選択でき、オプション選択のタイミングもフレキシブルであった。

<秘密保持義務の対象範囲(学生、外部研究員等の扱い)>

- 大学の責任において秘密保持義務対象として学生、外部研究員を含めてもらうよう働きかけている。一部の大学では学生個人から守秘誓約書をとっているケースがあり、評価できる。
- 学内において機密情報の意識を高める啓発活動や、企業と守秘義務契約を結び、安心できる体制構築に努力している大学があり感心した。

<学会発表等情報公開のルール>

- 学会等で共同研究内容について発表を行う際には、事前に協議を行い、発表時期、発表内容について確認を行っている。発表の際は、お互いから発表者を出し合うなどスムーズであり問題ない。
- ほとんど例外なく、特許の申請までは学会発表を控えるか、特許申請に影響のない範囲で発表して頂いている。学会によっては証明書を発行して貰い、発表後6か月以内であれば、特許申請が可能である。これらのことは「共同研究契約書」に予め盛り込んであり、トラブルになったことはない。

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

企業からの厳しい評価がなされたケース①

<産学連携体制・事務処理能力について>

- 大学内での事務方と研究室の連絡が十分でなく、委託内容の詳細を何度も事務方に説明する必要が生じ、契約締結等の作業に必要以上の労力を要した。
- コンサルタント的な契約に関する枠組みがなく、契約形態(委託か共同か)、および知的財産の取り扱いを決めるのに手間取った。
- 先生への契約事務ルールの周知化及び遵守徹底が不十分。
- 知的財産本部と締結した共同研究契約に基づく成果が出た段階で、窓口がTLOに変更され、両者の方針が一貫していない。
- 文書の内容によって窓口が異なり、一本化されていないため、各担当部で処理される時間がまちまちで、契約締結に時間を要した。
- 研究担当者の発明について特許権等を取得する権利を、大学が承継するかどうかについては、大学の規則によることとなっているケースがあり、当社は全て大学が承継することを主張したものの、受け入れられなかったケースがあった。
- 共同研究を開始する際、契約担当部署の影響が大きいと感じている。金銭の問題よりも契約内容が変更になることで社内の調整に時間と労力が掛かり、表面に現れない担当者の負担が大きくなった。
- 大学の標準書式は共有の知的財産権であっても一定期間企業が正当な理由無く不実施であった場合に、大学が第三者へライセンス実施許諾することが認められるというものが一般的であり、それに対し、共有の知的財産権の第三者への実施許諾については両者の合意が必要であるとする当社の主張が受け入れられないケースがあった。

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

企業からの厳しい評価がなされたケース②

<不実施補償>

- 産学連携の目的が、産業界の活性化と研究・特許管理費用、事業化リスクを企業が負担していることを考慮すれば、一律に不実施補償を要求することは不合理と考えている。
- 大学持分の譲渡、独占権取得に係る一定期間のオプション付与(特許費用は企業負担)にも柔軟に対応し、まずは知的財産面で企業または業界の国際競争力に貢献する姿勢を前面に出して欲しい。

<共同・委託研究の間接費支払い>

- 間接経費について、その用途や内訳などの必要性の合理的な説明が十分に大学側からなされていない。共同研究の場合は不要であったり、共同と委託で比率が異なったり、独法化を契機とした便乗値上げ的な色彩が強く、納得できない。
- 共同研究・委託研究の間接費が高すぎる。研究費が小額であっても1千万円以上の高額であっても一律ということも納得ができないとの意見が社内にはある。

<秘密保持義務の対象範囲(学生、外部研究員等の扱い)>

- 大学との契約書では大学の職員の管理はできるが、ポスドク・院生などの管理については拘束力がなく、先生任せになっているので、提供する情報には注意している。
- 共同研究を担当した学生が、事前の相談や了解無く競合他社へ就職した。大学サイドに弊社と競合しているという意識が無い。

<学会発表等情報公開のルール>

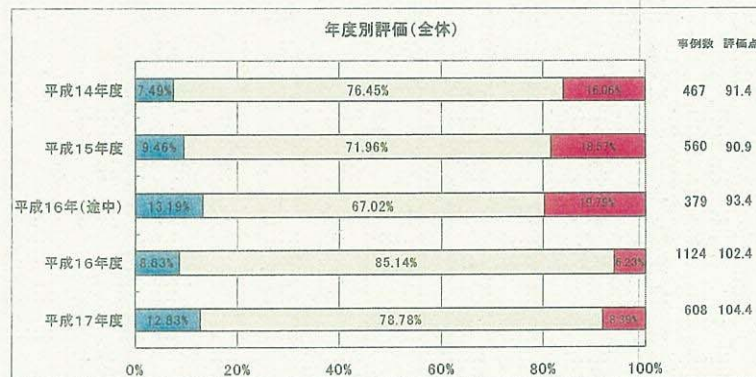
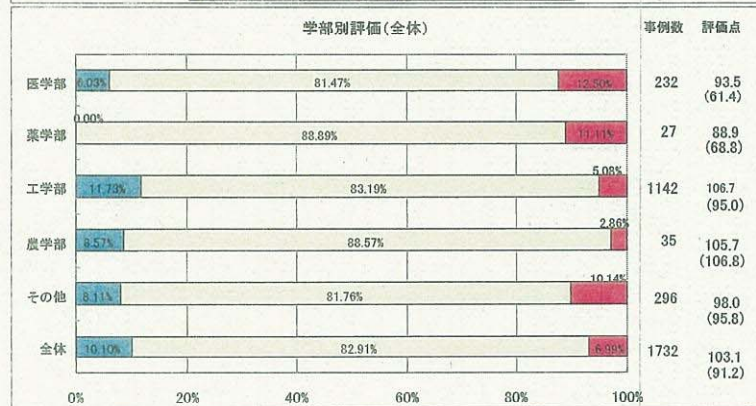
- 「学会発表は大学の使命である」と、企業が発表に対する拒否権を持つことを当初拒まれた。最終的には発表を承諾したが、余計な労力を要した。
- 学会発表の際は1ヶ月前には連絡をもらうことを契約上規定しているが、直前であったり、事後であったりと遵守されていない。

<利益相反>

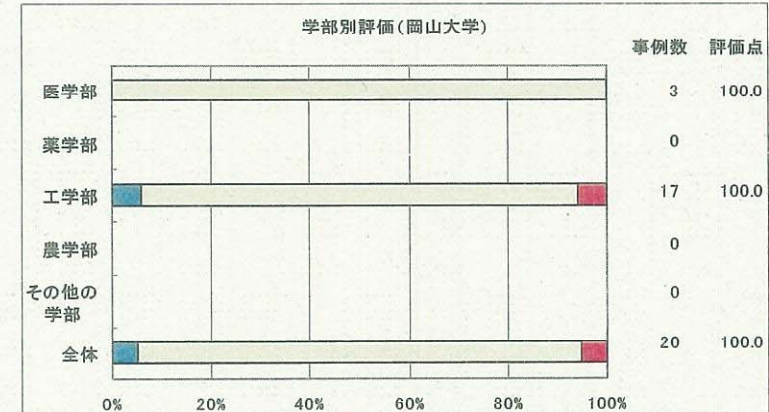
- 産学連携の研究段階が終わり、企業によるマーケット拡大がある程度進んだ段階で、大学教官が独自にベンチャーを起業し参入してきた。
- 共同研究の相手の先生が役員を兼務しているベンチャー企業から、共同研究の成果を使えるようにしてほしいと要求された。大学の立場とベンチャーの立場を混同問題点を理解しておらず、対応に困る。

企業規模別・学部別・年度別評価分布

全体



貴大学



貴大学に対する企業からの具体的意見

評価	評価の理由		理由カテゴリ	学部・学科/部門	産業分野	企業規模
A	全面的研究支援が得られた 岡山大学は、契約の事務処理スピードが速い。事務方の対応も良好。		レスポンス	工学部	機械・設備	中小企業
C	事務処理が遅い		レスポンス		電子・電気	大企業

事例のテーマ	意見内容
研究間接費	間接費として従来以上に費用を徴収されるため、共同研究費としては、最小の額で契約を行い、その他の費用としては「奨学寄附金」で処理を行って、研究室に出来るだけ多くの資金が提供出来るようにした。(本来の契約形態ではないが)
独立法人化後の変化	【契約締結の期間】 共同研究の契約の締結が、1ヶ月程度 → 2週間程度に短縮されており、より効率化されていると感じます。また、研究費の支払い期日等の打合せも確認されるなど、従来より配慮されているように感じます。 【契約の内容】 従来の雛形以外では契約しないとの印象では無いが、(変更点の協議は可)やはり、従来通りの雛形にて契約を行っている。大学側からすれば、契約件数が多いと思われ仕方がないが、雛形にも数種類あればより柔軟な契約が可能ではないかと感じます。
	企業の実態を考慮して文言の調整に応じてくれるようになった。契約担当者が学内の調整能力があり、権限もある程度与えられるようになった。
	比較的柔軟・迅速な研究受け入れ・経理処理対応が行われていた。 先生の旅費予算の執行期間が12月末までにとの指示があり、これが独法化に関する運用の変更であるとすれば大きな問題である。